

横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関するガイドライン更新その他業務委託

本業務委託にあたって、公募型特別簡易プロポーザルを実施し、受託候補者の特定を行いました。

● 委託業務の概要

1 目的

平成 22 年 5 月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が公布され、国の整備する公共建築物については、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図るとの方針が打ち出されています。

この法律は、地方公共団体の整備する公共建築物に対しても木材の利用に努めることを求めており、本市においても、平成 26 年 3 月に公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、市方針という。）を定めるとともに、この市方針をより実効性のあるものとするため、利用促進に際しての課題及びその課題の解決等を検討し、具体的な利用方策についての技術的な指針となるガイドラインを作成しました。

本業務は、市方針の中に木材の使用量等の数値目標を追加するための他都市等の数値目標の設定状況等の調査検討及び、作成後 5 年以上経過しているガイドラインについての更新を行うための検討を行います。

● 実施の経緯

令和 2 年 2 月 13 日(木)	第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（実施方法等の決定）
令和 2 年 2 月 19 日(水)	実施の公表
令和 2 年 2 月 26 日(水)	参加意向申出書の提出期限（1 者より申出）
令和 2 年 2 月 28 日(金)	提案資格確認結果通知書の交付（1 者へ交付）
令和 2 年 3 月 4 日(水)	質問書の提出期限（質問なし）
令和 2 年 3 月 6 日(金)	回答書の送付
令和 2 年 3 月 13 日(金)	提案書の提出期限（1 者より提出）
令和 2 年 3 月 24 日(火)	評価委員会
令和 2 年 3 月 26 日(木)	第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（受託候補者等の特定）

● 評価委員

建築局公共建築部施設整備課長	（委員長）
建築局公共建築部営繕企画課長	（副委員長）
建築局公共建築部保全推進課長	（委員）
建築局公共建築部施設整備課担当課長	（委員）
建築局企画部企画課長	（委員）

● 提案書の内容

1 提案項目

- (1) 公共建築物の木材使用量等の数値目標設定における課題及び解決方法等について
- (2) 木材利用促進ガイドラインの更新における課題及び解決方法等について
- (3) 業務の成果物等の品質確保、業務の進め方と取組体制について

2 提案書作成上の背景等

- (1) 本市における公共建築物等における木材の利用の促進に関する主な経緯

平成 22 年 10 月 公共建築物における木材の利用の促進に関する法律 施行

農林水産省及び国土交通省共管により基本方針 告示

平成 26 年 3 月 横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針 策定

横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関するガイドライン 作成

平成 30 年 9 月 市長により、市立小・中学校建替えに森林環境譲与税を充当することの表明

【市会第 3 回定例会本会議での市長答弁】

森林環境譲与税を充当する事業の方向性について、本市では、公共施設の整備において木材利用を推進しています。こうした中、新たに創設される森林環境譲与税は、これから本格化する市立小・中学校 建替事業の財源として活用し、次世代を担う子ども達に、国産木材のぬくもりや価値を実感してもらいたいと考えています。

令和元年 9 月 森林環境譲与税の自治体への譲与開始

令和元年 11 月 第 76 回九都県市首脳会議において「首都圏における木材利用促進に向けた取組について」報告

【報告概要】

首都圏における木材利用促進に向けて、（中略）今後、各都県市の実情に合わせながら、それぞれ木材の使用量等を数値目標として定めていくこととした。

(2) 市が整備する公共建築物の木材利用実績等

ア 木造化による整備

木造の施設として建築局が工事発注した事例は、公共建築物木材利用促進法が施行された平成 22 年度から令和元年度までにしゅん工（予定も含む）したものは、60 施設（69 棟）を数えます。

施設の内訳としては、小学校放課後キッズクラブ、コミュニティハウス、地域ケアプラザ、保育所などです。

イ 内装等の木質化による整備

市民の目に触れる機会が多いと考えられる場所を中心に内装を木質化したものの代表的な事例として、南区総合庁舎のエントランスホールや公会堂のホワイエ、港南区総合庁舎の区民ホール、日野こもれび納骨堂のホール、荏田コミュニティハウスなどがあります。

● 結果

受託候補者：株式会社現代計画研究所

（評価の理由）

木材使用量等の数値目標やガイドラインにおける課題を的確に把握し、解決に向けた具体的な提案がなされるなど、ガイドラインのあり方の検討について期待が持てる提案が評価されました。